

第 66 号議案

亀岡市社会体育施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 亀岡市社会体育施設（6箇所）

- 2 指定管理者となる団体の名称
 公益財団法人 亀岡市スポーツ協会

- 3 指定の期間
 令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

亀岡市社会体育施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定すること。

管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
亀岡市社会体育施設（6箇所）	公益財団法人 亀岡市スポーツ協会	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日